

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	R4-山田56・57 -20	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地		乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
		経営管理権を設定する森林の所有者（甲）		(氏名又は名称)						(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齢						
大字	字	地番	大字	字	地番	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始期	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	山田	丸岩	1711-1	57	53-1	山林	2,459	スギ	60	2022.11.10 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (時期) ○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 (相手方及び方法) ○ 甲の指定する口座に支払うものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (時期) ○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。	
					53-2			広葉樹	26	2022.11.10 (2042.11.9)					
					89			スギ	51	2022.11.10 (2042.11.9)					
2	山田	丸岩	1761-1	57	34	山林	1,786	スギ	53	2022.11.10 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> (時期) ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	<経営管理実施権が設定されない場合> (時期) ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
					35-1			カラマツ	64	2022.11.10 (2042.11.9)					
					35-2			スギ	61	2022.11.10 (2042.11.9)					
					36			スギ	66	2022.11.10 (2042.11.9)					
3	山田	行ノ入	1949	57	18	山林	5,074	広葉樹	51	2022.11.10 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> (時期) ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	<経営管理実施権が設定されない場合> (時期) ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
					19			スギ	55	2022.11.10 (2042.11.9)					
					20			広葉樹	74	2022.11.10 (2042.11.9)					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	丸岩	1711-1	57	53-1	山林	2,459	スギ	60				
					53-2			広葉樹	26				
					89			スギ	51				
2	山田	丸岩	1761-1	57	34	山林	1,786	スギ	53				
					35-1			カラマツ	64				
					35-2			スギ	61				
					36			スギ	66				
3	山田	行ノ入	1949	57	18	山林	5,074	広葉樹	51				
					19			スギ	55				
					20			広葉樹	74				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所 (同上) [REDACTED] </div>													

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

經營管理權集積計劃

1 個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
	大字	字	地番											
1	山田	上ノ山	890-1	56	134	山林	5,432	スギ	56					
					135			広葉樹	67					
					136			広葉樹	69					
					137			広葉樹	48					
					138			スギ	51					
2	山田	丸岩	1765-2	57	35-2	山林	227	スギ	61					
3	山田	門野	2047	57	42	山林	5,095	広葉樹	74					
4	山田	門野	2048	57	40	山林	2,403	広葉樹	72					
					41			スギ	64					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

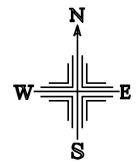
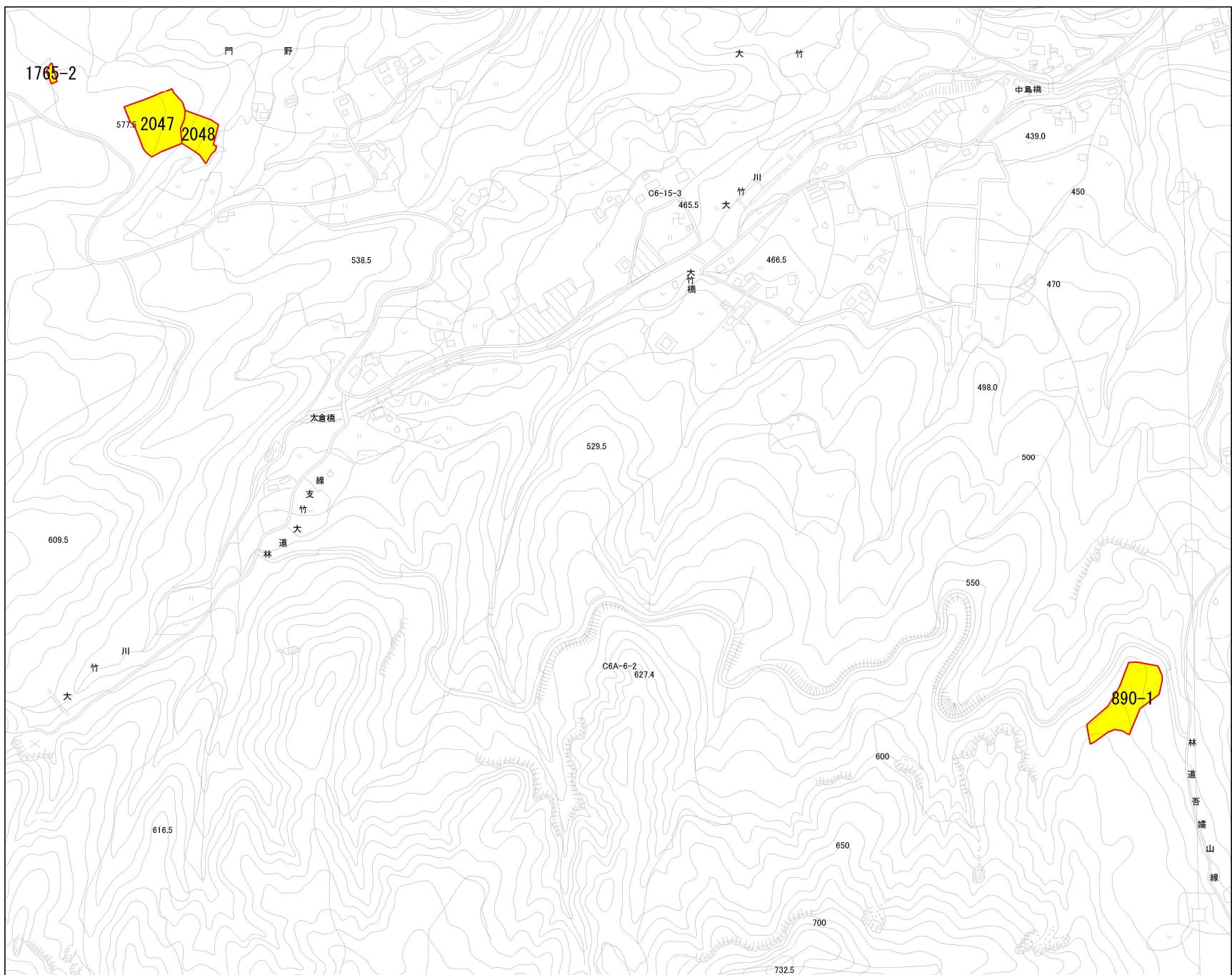
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:7500

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4-山田56・57 -22	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地						
		経営管理権を設定する森林の所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）															
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経 費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	山田	渋沢	959	56	72	山林	4,226	スギ	67	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れる場合> ○ 経営管理実施権者が間 伐、主伐並びに主伐後の植 栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む。以下 同じ。）及び保育等の施 業、木材の販売、森林の保 護等の全部又は一部を実施 するものとし、その方法は 経営管理実施権を設定する 前に乙及び経営管理実施権 者で協議して決めるものと する。 ○ 施業の実施にあたって は、渓畔林における不必要 な伐採は控える等、生物多 様性に配慮するものとす る。 ○ 火災、病虫害及び気象 害の予防のため、年1回以 上森林の巡視を行うものと し、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限 りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売によ る収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売 に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の 植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益につ いては、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合 における木材の販売に係る経費については、経営管理 実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって 乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経 費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、 施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全 整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が 経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示 し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積 額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び 保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保 険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施 権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期 間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持 ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費 の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法） により算定された経費の額を上回る場合については、 その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施 権が設定され る場合> (時期) ○ 経営管理実施 権者から甲に對 するDの支払に ついては、伐採 後、木材の販売 収入額が確定後 速やかに行うも のとする。 (相手方及び方 法) ○ 甲の指定する 口座に支払うも のとする。	
				89	ヒノキ			27	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができる ものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあ たっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、 生物多様性に配慮するもの とする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 うものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施 権が設定され ない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行 うために要した経費 は乙が負担するものと する。	<経営管理実施 権が設定され ない場合> ○ 乙から甲に對 して金銭の支 払は行わない。		
				95	スギ			46	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができる ものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあ たっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、 生物多様性に配慮するもの とする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 うものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施 権が設定され ない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行 うために要した経費 は乙が負担するものと する。			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考		
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	渋沢	959	56	72	山林	4,226	スギ	67				
					89			ヒノキ	27				
					95			スギ	46				

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）
所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）
住 所 (同上) [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

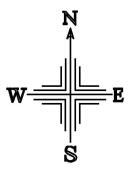
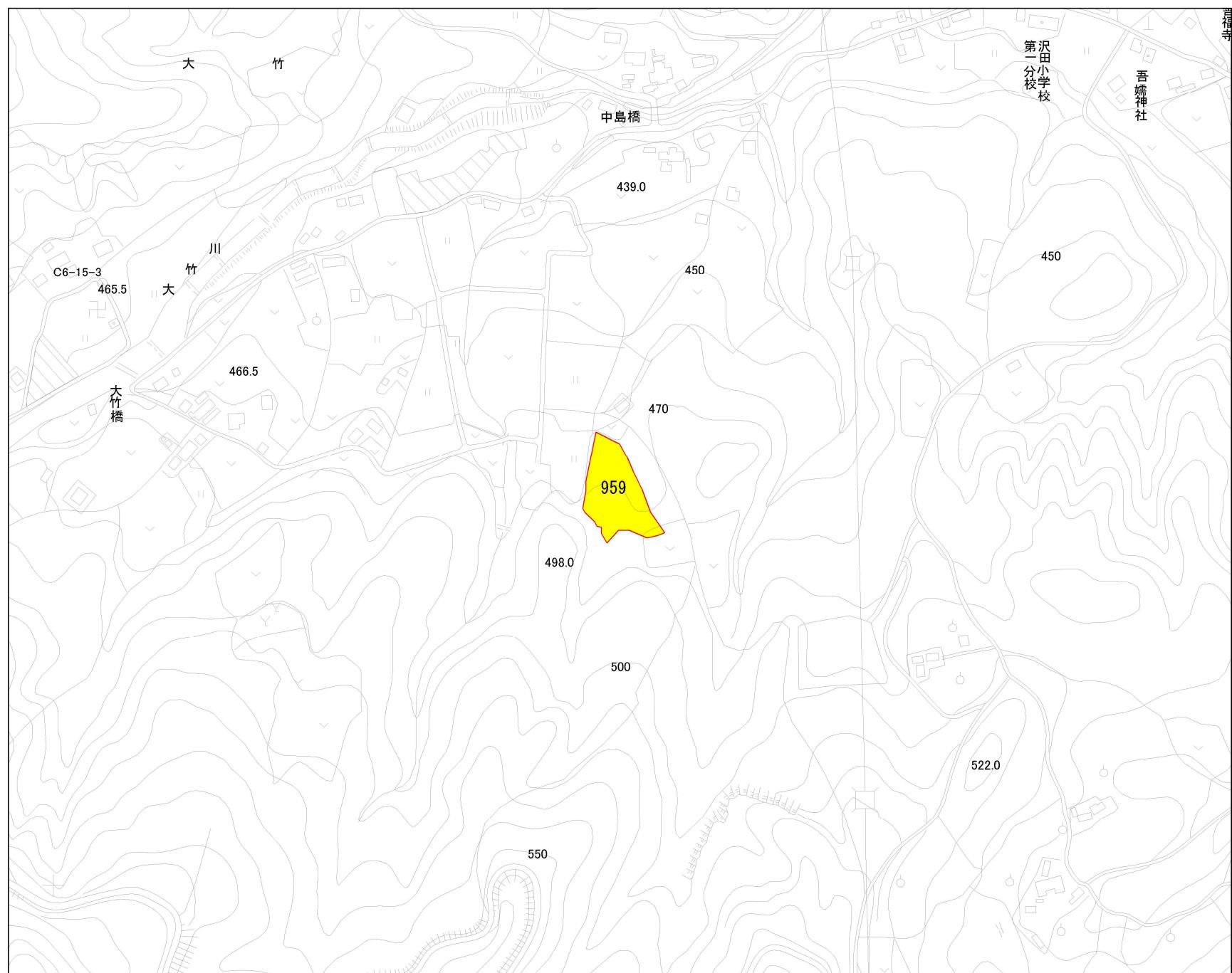
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



經營管理權集積計劃

1 個別事項

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	上ノ山	851-1	56	118	山林	3,121	スギ	47				
					119			広葉樹	62				
					120			スギ	66				

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

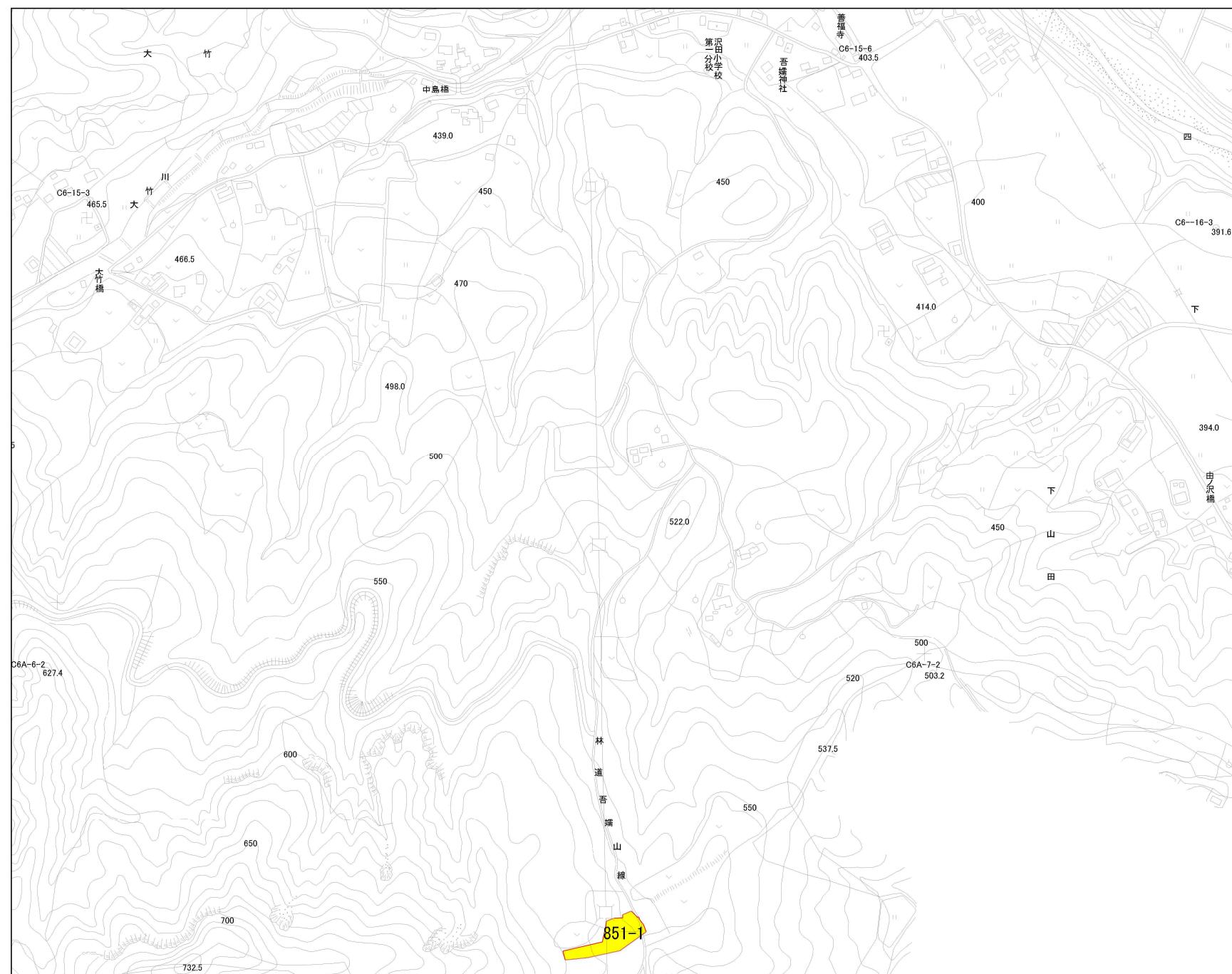
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:7500

所有山林案内図



56,57林班-23

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	R4-山田56・57 -24	経営管理権の設定を受ける市 町村（乙）	(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地					
		経営管理権を設定する森林の 所有者（甲）	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）														
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	大字	字	地番	林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	山田	丸岩	1760-235	57	35-2	山林	192	スギ	61	2022.11.10 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定される場 合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主 伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防 止施設の設置・維持管理を含む。 以下同じ。）及び保育等の施業、 木材の販売、森林の保護等の全部 又は一部を実施するものとし、そ の方法は経営管理実施権を設定す る前に乙及び経営管理実施権者で 協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓 畔林における不必要な伐採は控え る等、生物多様性に配慮するもの とする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予 防のため、年1回以上森林の巡視 を行うものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断できる限 りで行う。 <経営管理実施権が設定されない 場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び 販売可能な木材の販売、森林の保 護等の全部又は一部を実施するこ とができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたって は、渓畔林における不必要な伐採 は控える等、生物多様性に配慮す るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象 害の予防のため、年1回以上森林 の巡視を行うものとし、当該巡視 は林道からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と 補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その 他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収 益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際 に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における 木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管 理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施 権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持 管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で 有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価 を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当 たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費 の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係 る経費その他の経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲 からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経 営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるまでと する。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が 上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された 経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権 者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するもの とする。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するもの とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	丸岩	1760-235	57	35-2	山林	192	スギ	61				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所 (同上) [REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

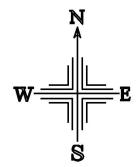
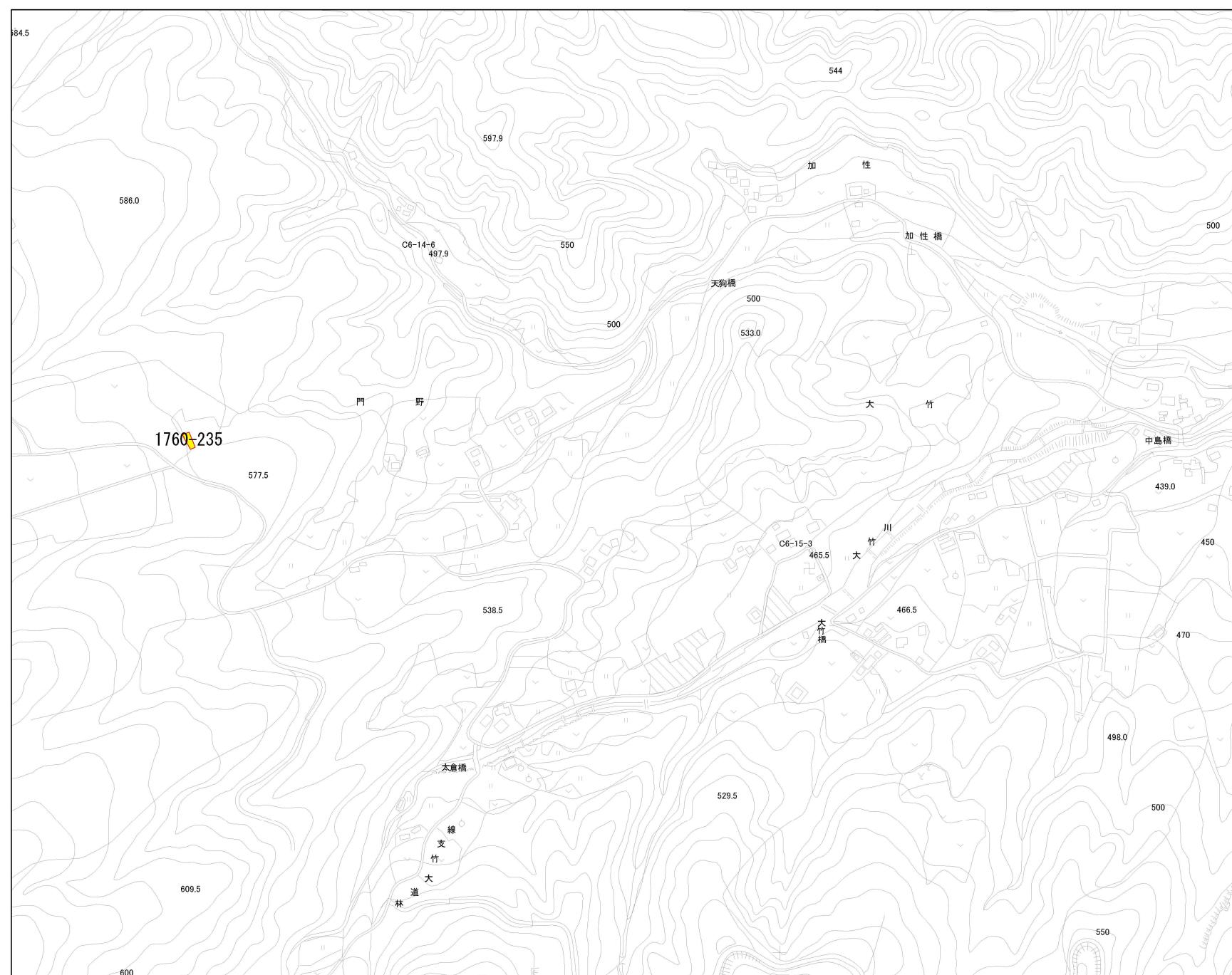
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:7500

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4-山田56・57-25	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地						
		経営管理権を設定する森林の所有者（甲）		(氏名又は名称)						(住所又は所在地)						
番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
	所 在		林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡								
1	山田	大倉見														
						180-1	山林	11,145	スギ	46	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	180-2	ヒノキ	28	2022.11.10	20年 (2042.11.9)											
	181	スギ	46	2022.11.10	20年 (2042.11.9)											
	182	スギ	61	2022.11.10	20年 (2042.11.9)											
	183	スギ	64	2022.11.10	20年 (2042.11.9)											
2	山田	大倉見				183	山林	5,246	スギ	64	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定されない場合> (2. 留意事項) ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定されない場合> (3. 留意事項) ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	
						184			スギ	80	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
						185			スギ	64	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
						186			広葉樹	80	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
						187			スギ	46	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	大倉見	1685-2	57	180-1	山林	11, 145	スギ	46				
					180-2			ヒノキ	28				
					181			スギ	46				
					182			スギ	61				
					183			スギ	64				
2	山田	大倉見	1685-6	57	183	山林	5, 246	スギ	64				
					184			スギ	80				
					185			スギ	64				
					186			広葉樹	80				
					187			スギ	46				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上) [REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

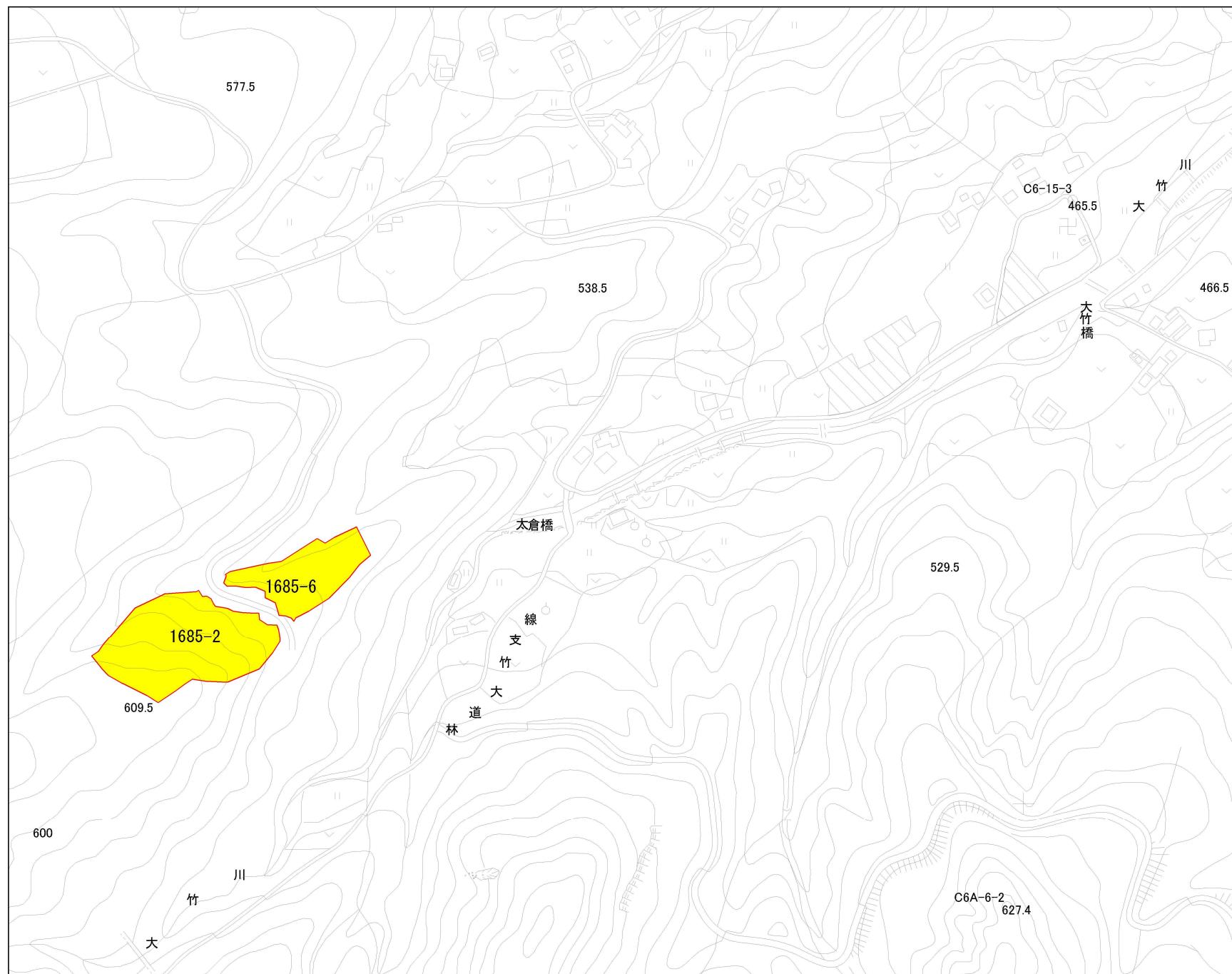
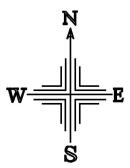
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



56,57林班-25

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4-山田56・57 -26	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 中之条町長 伊能 正夫					(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地					
		経営管理権を設定する森林の所有者（甲）			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）															
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経 費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	大字	字	地番	林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経 費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	山田	渋沢	902	56	83	山林	2,345	ヒノキ	27	2022. 11. 10 (2042. 11. 9)	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (時期) ○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 (相手方及び方法) ○ 甲の指定する口座に支払うものとする。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	渋沢	902	56	83	山林	2,345	ヒノキ	27				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙） 所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所 (同上) [REDACTED]</p> </div>													

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

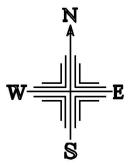
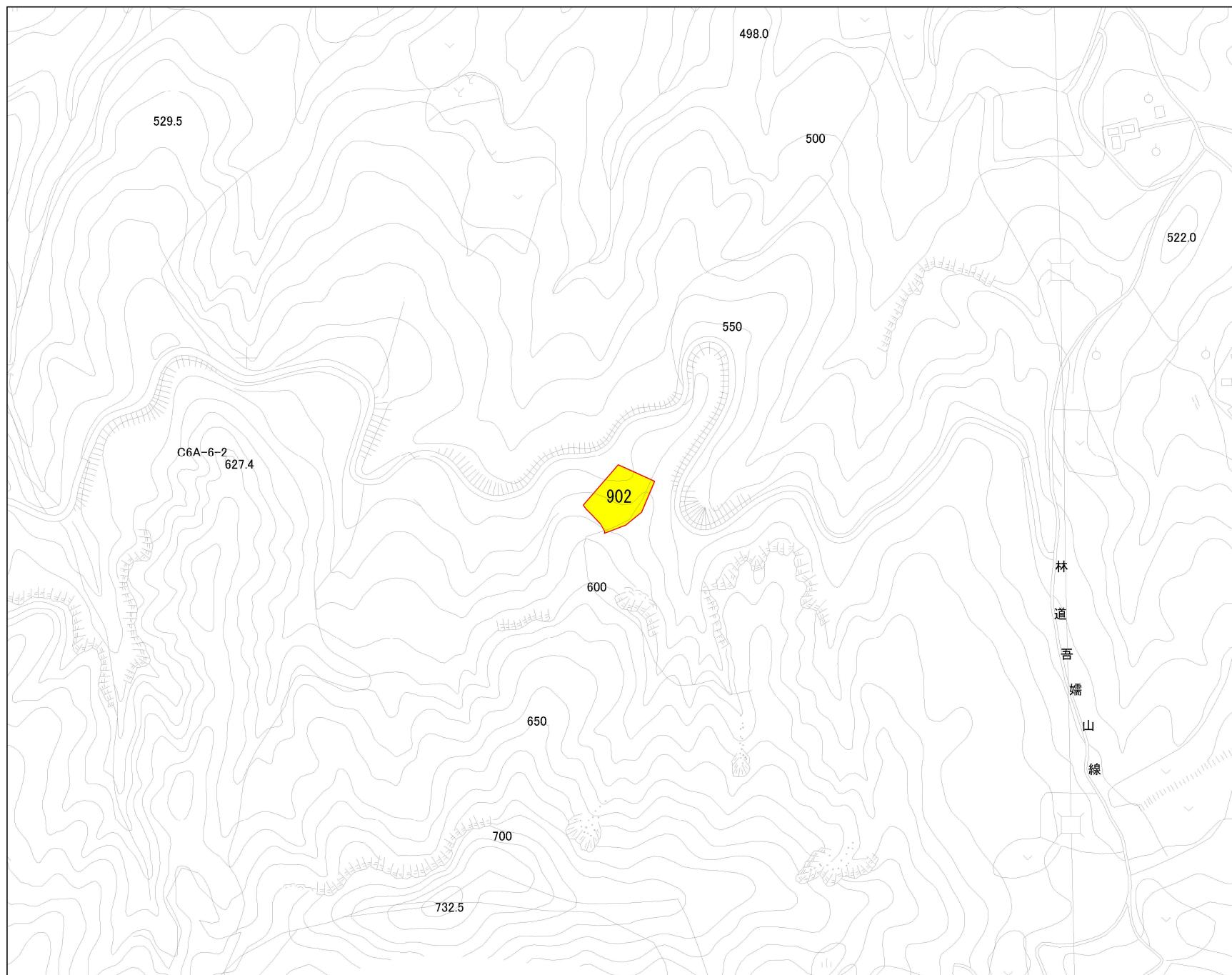
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	R4-山田56・57 -27	経営管理権の設定を受ける市 町村（乙）			(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地				
		経営管理権を設定する森林の 所有者（甲）			(氏名又は名称)						(住所又は所在地)				
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費 を控除してなお利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払 うべき時期、相手 方及び方法	備考
	大字	字	地番												
1	山田	上ノ山	894-1	56	133	山林	954	スギ	57	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れる場合> ○ 経営管理実施権者が間 伐、主伐並びに主伐後の植 栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む。以下 同じ。）及び保育等の施 業、木材の販売、森林の保 護等の全部又は一部を実施 するものとし、その方法は 経営管理実施権を設定する 前に乙及び経営管理実施権 者で協議して決めるものと する。 ○ 施業の実施にあたって は、渓畔林における不必要 な伐採は控える等、生物多 様性に配慮するものとす る。 ○ 火災、病虫害及び気象 害の予防のため、年1回以 上森林の巡視を行うものと し、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限 りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れる場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売によ る収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販 売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後 の植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定す る。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益につ いては、実際に木材を販売して得られた収益の額とす る。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合 における木材の販売に係る経費については、経営管 理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当 たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付 された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、 施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環 境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実 施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって 乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された 経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び 保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保 険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実 施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる 期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係 る持ち出しの必要がなくなるまでとする。	<経営管理実施権が 設定される場合> (時期) ○ 経営管理実施権者 から甲に対するDの 支払については、伐 採後、木材の販売収 入額が確定後速やか に行うものとする。 (相手方及び方法) ○ 甲の指定する口座 に支払うものとす る。	
					145			スギ	61	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
2	山田	上ノ山	895-2	56	145	山林	193	スギ	61	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができ るものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあ たっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、 生物多様性に配慮するもの とする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施権が 設定されない場合> ○ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わ ない。	
					146			広葉樹	66	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
3	山田	上ノ山	896-1	56	147	山林	4,461	スギ	79	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができ るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施権が 設定されない場合> ○ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わ ない。	
					148			スギ	52	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
					149-2			広葉樹	36	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
4	山田	上ノ山	896-3	56	148	山林	2,971	スギ	52	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができ るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施権が 設定されない場合> ○ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わ ない。	
5	山田	上ノ山	896-4	56	113-1	山林	2,195	広葉樹	69	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができ るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施権が 設定されない場合> ○ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わ ない。	
					148			スギ	52	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
6	山田	渋沢	901-1	56	113-1	山林	5,145	広葉樹	69	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができ るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施権が 設定されない場合> ○ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わ ない。	
7	山田	渋沢	901-2	56	113-1	山林	221	広葉樹	69	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができ るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施権が 設定されない場合> ○ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わ ない。	
8	山田	渋沢	905-1	56	39	山林	2,473	スギ	43	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができ るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施権が 設定されない場合> ○ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わ ない。	
					79			ヒノキ	27	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
9	山田	渋沢	905-2	56	39	山林	1,349	スギ	43	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができ るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施権が 設定されない場合> ○ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わ ない。	
					79			ヒノキ	27	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
10	山田	渋沢	932-2	56	79	山林	1,072	ヒノキ	27	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができ るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施権が 設定されない場合> ○ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わ ない。	
11	山田	渋沢	934-1	56	84	山林	4,655	ヒノキ	27	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 乙は、存続期間中に間 伐及び販売可能な木材の販 売、森林の保護等の全部又 は一部を実施することができ るものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きる限りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。	<経営管理実施権が 設定されない場合> ○ 乙から甲に対して 金銭の支払は行わ ない。	
					85			スギ	52	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
					87			ヒノキ	27	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
	大字	字	地番											
1	山田	上ノ山	894-1	56	133	山林	954	スギ	57					
					145			スギ	61					
2	山田	上ノ山	895-2	56	145	山林	193	スギ	61					
					146			広葉樹	66					
3	山田	上ノ山	896-1	56	147	山林	4,461	スギ	79					
					148			スギ	52					
					149-2			広葉樹	36					
4	山田	上ノ山	896-3	56	148	山林	2,971	スギ	52					
5	山田	上ノ山	896-4	56	113-1	山林	2,195	広葉樹	69					
					148			スギ	52					
6	山田	渋沢	901-1	56	113-1	山林	5,145	広葉樹	52					
7	山田	渋沢	901-2	56	113-1	山林	221	広葉樹	69					
8	山田	渋沢	905-1	56	39	山林	2,473	スギ	43					
					79			ヒノキ	27					
9	山田	渋沢	905-2	56	39	山林	1,349	スギ	43					
					79			ヒノキ	27					
10	山田	渋沢	932-2	56	79	山林	1,072	ヒノキ	27					
11	山田	渋沢	934-1	56	84	山林	4,655	ヒノキ	27					
					85			スギ	52					
					87			ヒノキ	27					

「この計画に同意する。」

権利の設定を受ける市町村（乙）

所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

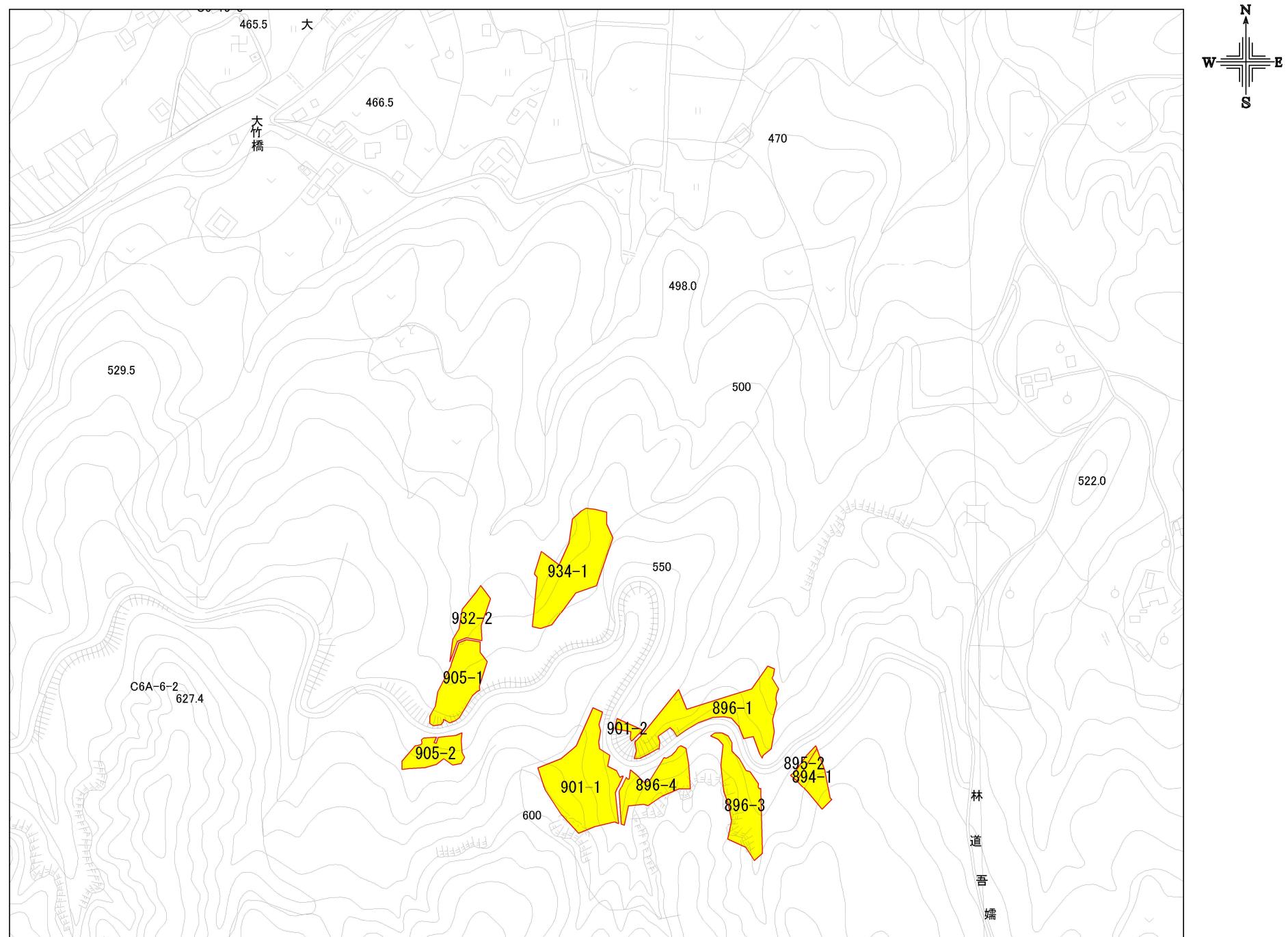
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	R4-山田 56・57 -28	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 中之条町長 伊能 正夫							(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)															
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
	大字	字	地番												
1	山田	大倉見	1674	57	157	山林	11,520	スギ	58	2022. 11. 10	20年 (2042. 11. 9)	<経営管理実施権が設定さ れる場合> ○ 経営管理実施権者が間 伐、主伐並びに主伐後の植 栽(鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む。以下 同じ。)及び保育等の施 業、木材の販売、森林の保 護等の全部又は一部を実施 するものとし、その方法は 経営管理実施権を設定する 前に乙及び経営管理実施権 者で協議して決めるものと する。 ○ 施業の実施にあたって は、渓畔林における不必要 な伐採は控える等、生物多 様性に配慮するものとす る。 ○ 火災、病虫害及び気象害 の予防のため、年1回以上 森林の巡視を行うものと し、当該巡視は林道からの 目視によって判断できる限 りで行う。	<経営管理実施権が設定さ れる場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方 法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の 販売による収益と補助金から伐採等に係る経 費及び木材の販売に係る経費、その他経営管 理に要する経費(主伐後の植栽・保育等)を控 除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益 については、実際に木材を販売して得られた 収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施さ れた場合における木材の販売に係る経費につ いては、経営管理実施権者が経営管理実施権 の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営 管理実施権配分計画に添付された経費の見積 額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害防止 施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る 経費については、施業の実施時点で有効な群 馬県が定める森林環境保全整備事業における 標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理 実施権の設定を受けるに当たって乙に提示 し、経営管理実施権配分計画に添付された経 費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の 植栽及び保育に係る経費その他経営管理に 要する経費(森林保険の保険料)は、甲からの預 り金として経営管理実施権者が管理する。な お、経営管理実施権者が預かる期間は、預り 金の残高がなくなるか、経営管理に係る持 出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要 した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する 経費の算定方法)により算定された経費の額 を上回る場合については、その差額は経営管 理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施 権が設定さ れる場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方 法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間 伐の結果生じた木材の販売による収益は乙の ものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行つために要した経費は 乙が負担するものとする。	<経営管理実施 権が設定さ れる場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方 法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間 伐の結果生じた木材の販売による収益は乙の ものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行つために要した経費は 乙が負担するものとする。
					170			スギ	47	2022. 11. 10	20年 (2042. 11. 9)				
					171			スギ	57	2022. 11. 10	20年 (2042. 11. 9)				
					172			スギ	73	2022. 11. 10	20年 (2042. 11. 9)				
					173			スギ	57	2022. 11. 10	20年 (2042. 11. 9)				
					174			スギ	62	2022. 11. 10	20年 (2042. 11. 9)				
					175			スギ	47	2022. 11. 10	20年 (2042. 11. 9)				
					176			カラマツ	65	2022. 11. 10	20年 (2042. 11. 9)				
					177			スギ	56	2022. 11. 10	20年 (2042. 11. 9)				

番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考						
	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類					
	大字	字	地番														
1	山田	大倉見	1674	57	157	山林	11,520	スギ	58								
					170			スギ	47								
					171			スギ	57								
					172			スギ	73								
					173			スギ	57								
					174			スギ	62								
					175			スギ	47								
					176			カラマツ	65								
					177			スギ	56								
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)							住 所 (同上)	中之条町長 伊能 正夫									
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)							住 所 (同上)	[REDACTED]									

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）
しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができこの場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるとし、甲はこれを承諾する。
当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

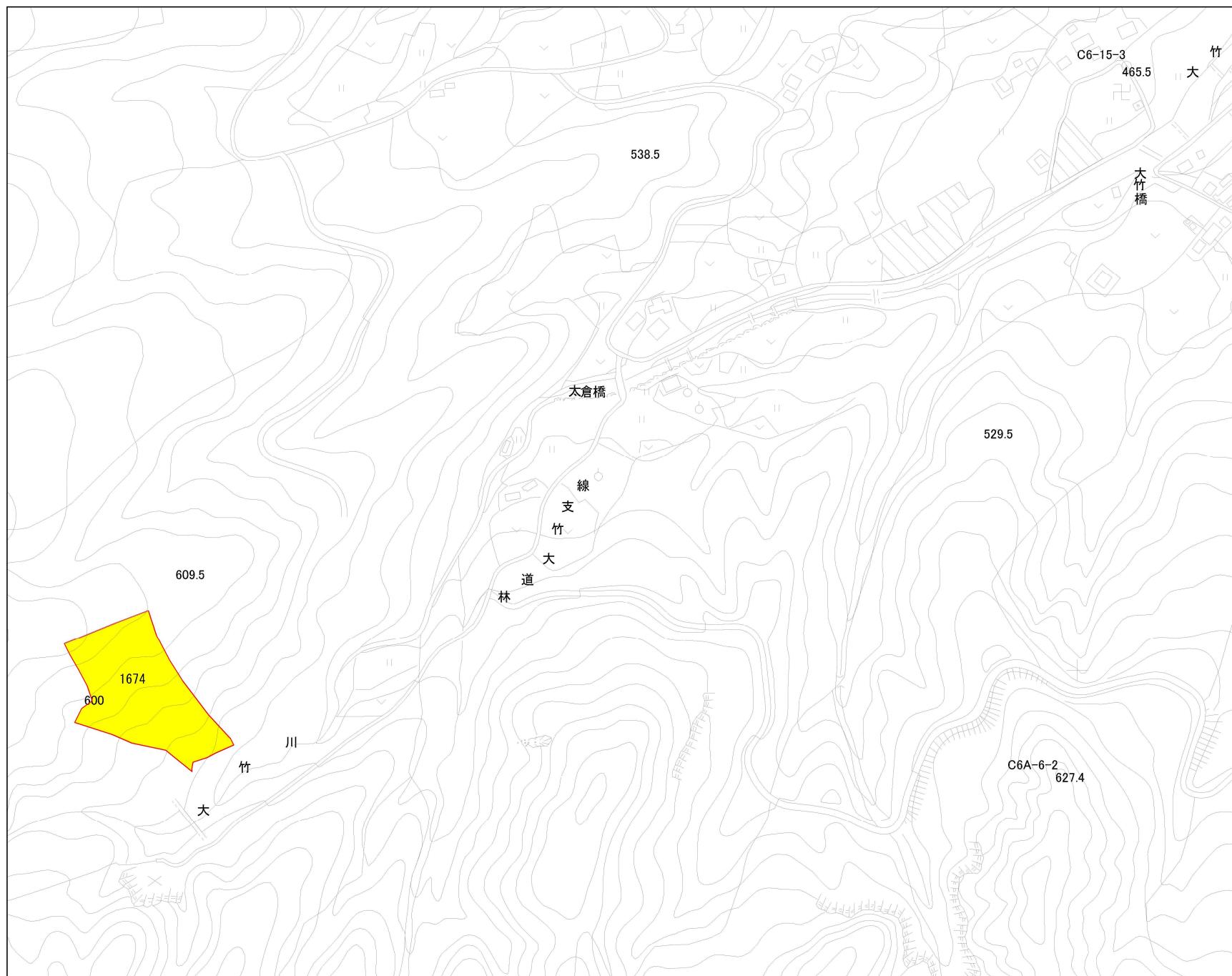
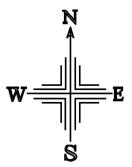
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4-山田56・57 -29	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地						
		経営管理権を設定する森林の所有者（甲）		(氏名又は名称)						(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡							
1	山田	行ノ入	1952-1	57	20	山林	3,096	広葉樹	74	2022.11.10 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (時期) ○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 (相手方及び方法) ○ 甲の指定する口座に支払うものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。		
2	山田	門野	2040-1	57	39	山林	1,014	広葉樹	72	2022.11.10 (2042.11.9)						
3	山田	門野	2041-1	57	39	山林	784	広葉樹	72	2022.11.10 (2042.11.9)						
4	山田	門野	2041-2	57	39	山林	129	広葉樹	72	2022.11.10 (2042.11.9)						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）					備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
	大字	字	地番											
1	山田	行ノ入	1952-1	57	20	山林	3,096	広葉樹 スギ	74					
					21				62					
2	山田	門野	2040-1	57	39	山林	1,014	広葉樹	72					
3	山田	門野	2041-1	57	39	山林	784	広葉樹	72					
4	山田	門野	2041-2	57	39	山林	129	広葉樹	72					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上) [REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

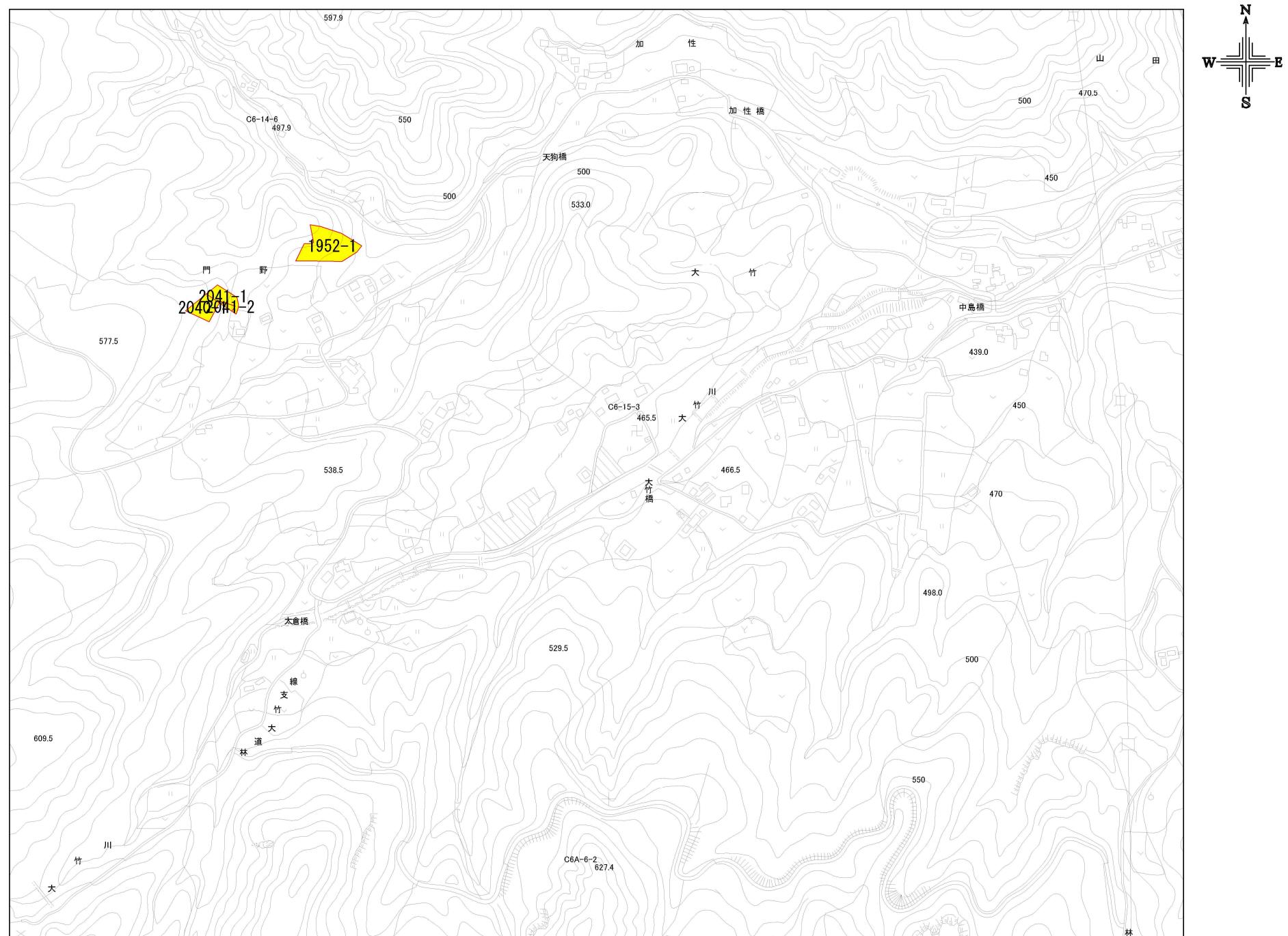
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

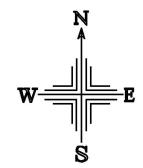
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:7500

所有山林案内図



56,57林班-29



經營管理權集積計劃

1 個別事項

整 理 号	R4-山田56・57 -30	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地				
		経営管理権を設定する森林の所有者（甲）			(氏名又は名称)						(住所又は所在地)				
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	大字	字	地番												
1	山田	行ノ入	1952-1	57	20	山林	3,096	広葉樹	74	2022.11.10 20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (時期) ○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 (相手方及び方法) ○ 甲の指定する口座に支払うものとする。		
								スギ	62	2022.11.10 20年 (2042.11.9)					
2	山田	行ノ入	1952-2	57	20	山林	2,029	広葉樹	74	2022.11.10 20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (時期) ○ 乙から甲に対するDの支払は行わない。			
								スギ	62	2022.11.10 20年 (2042.11.9)					
3	山田	門野	2040-1	57	39	山林	1,014	広葉樹	72	2022.11.10 20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。			
4	山田	門野	2041-1	57	39	山林	784	広葉樹	72	2022.11.10 20年 (2042.11.9)					
5	山田	門野	2042-1	57	38	山林	4,761	広葉樹	59	2022.11.10 20年 (2042.11.9)					
					39			広葉樹	72	2022.11.10 20年 (2042.11.9)					
					40			広葉樹	72	2022.11.10 20年 (2042.11.9)					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	行ノ入	1952-1	57	20 21	山林	3,096	広葉樹	74				
								スギ	62				
2	山田	行ノ入	1952-2	57	20 21	山林	2,029	広葉樹	74				
								スギ	62				
3	山田	門野	2040-1	57	39	山林	1,014	広葉樹	72				
4	山田	門野	2041-1		39			広葉樹	72				
5	山田	門野	2042-1	57	38	山林	4,761	広葉樹	59				
					39			広葉樹	72				
					40			広葉樹	72				

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

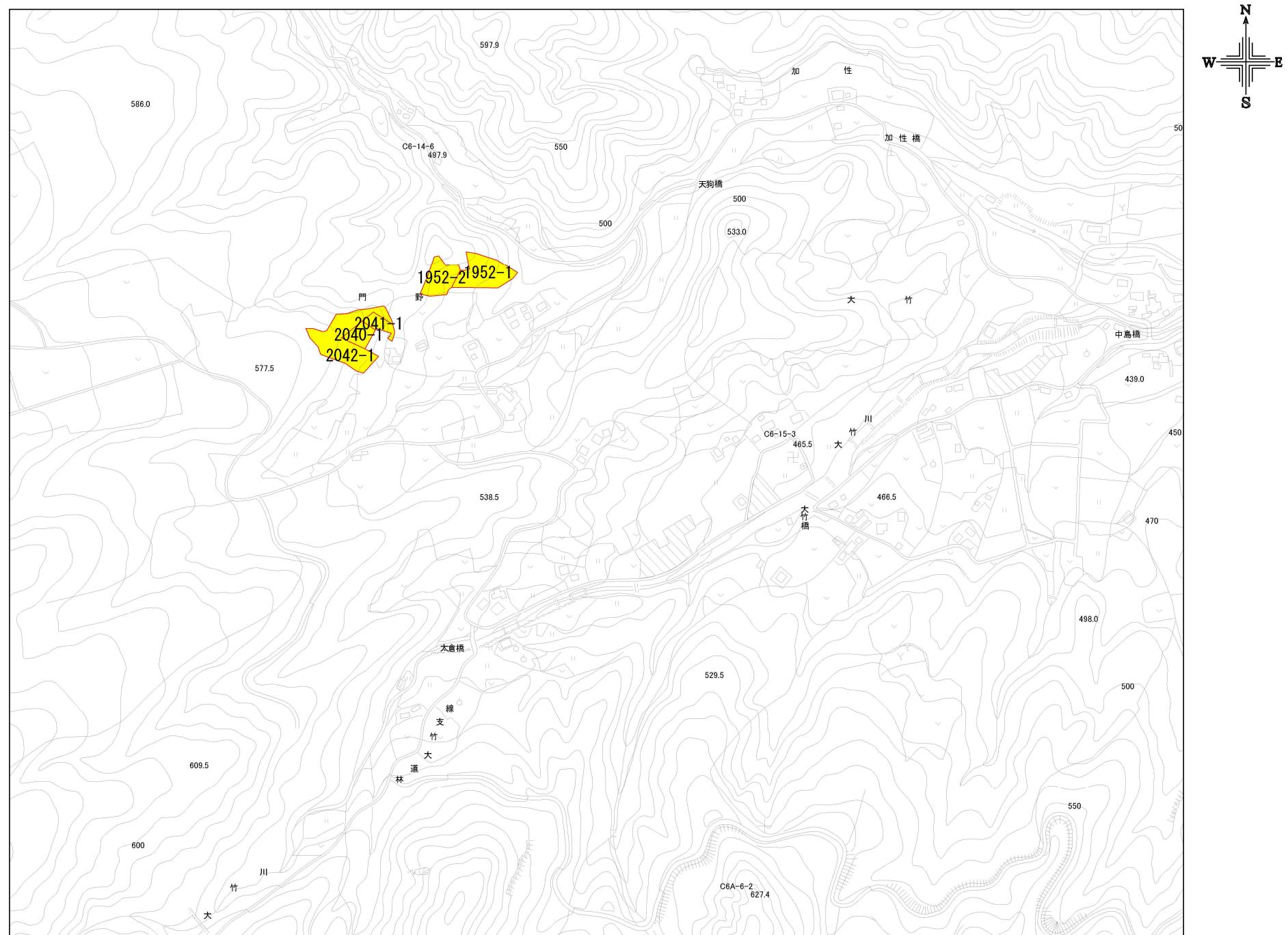
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:7500

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4-山田56・57 -31	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 中之条町長 伊能 正夫					(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地			
		経営管理権を設定する森林の所有者（甲）			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在		林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡					
1	山田	丸岩	1737-6	57	70 71 72 73 74	山林 3,240	広葉樹 スギ スギ スギ スギ	63 49 58 58 46	2022.11.10 2022.11.10 2022.11.10 2022.11.10 2022.11.10	20年 (2042.11.9) 20年 (2042.11.9) 20年 (2042.11.9) 20年 (2042.11.9) 20年 (2042.11.9)	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (時期) ○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 (相手方及び方法) ○ 甲の指定する口座に支払うものとする。 <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	丸岩	1737-6	57	70	山林	3,240	広葉樹	63				
					71			スギ	49				
					72			スギ	58				
					73			スギ	58				
					74			スギ	46				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">この計画に同意する。</div> <div style="width: 40%;">権利の設定を受ける市町村（乙）</div> <div style="width: 20%;">所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">権利を設定する森林の森林所有者（甲）</div> <div style="width: 40%;">住所 (同上) [REDACTED]</div> </div>													

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

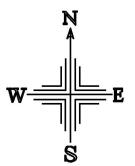
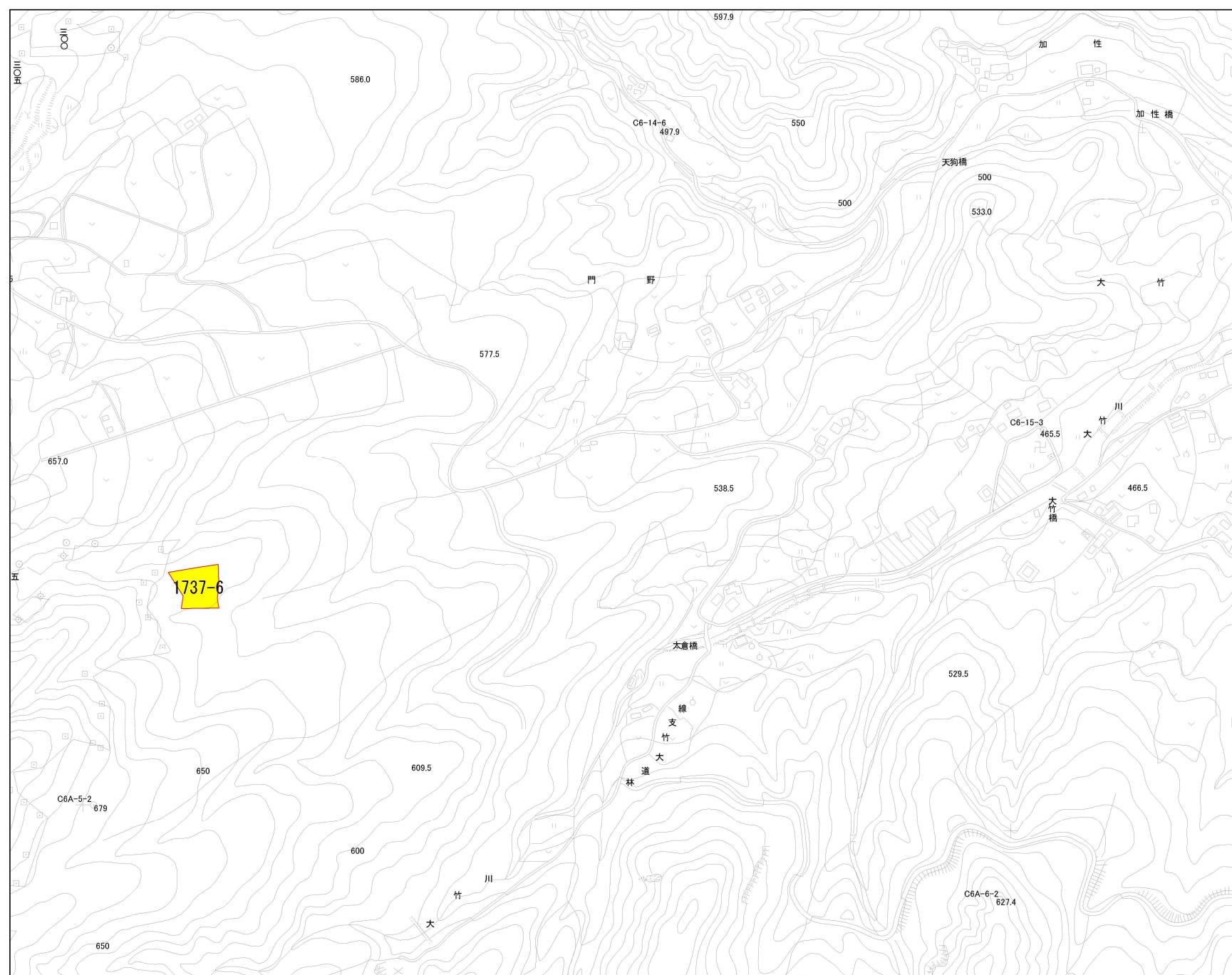
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:7500

所有山林案内図



經營管理權集積計劃

1 個別事項

整番 理号	R4-山田56・57 -32	経営管理権の設定を受ける市 町村（乙）			(名称) 中之条町長 伊能 正夫					(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地					
		経営管理権を設定する森林の 所有者（甲）			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経 費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
	大字	字	地番												
1	山田	上ノ山	856	56	124	山林	8,846	スギ	71	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定され る場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、 主伐並びに主伐後の植栽（鳥 獣害防止施設の設置・維持管 理を含む。以下同じ。）及び 保育等の施業、木材の販売、 森林の保護等の全部又は一部 を実施するものとし、その方 法は経営管理実施権を設定す る前に乙及び経営管理実施権 者で協議して決めるものとす る。 ○ 施業の実施にあたっては、 渓畔林における不必要な伐採 は控える等、生物多様性に配 慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の 予防のため、年1回以上森林 の巡回を行うものとし、当該 巡回は林道からの目視によ つて判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による 収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に 係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植 栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益につ いては、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合に おける木材の販売に係る経費については、経営管理実 施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙 に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費 の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、 施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全 整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が 経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示 し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積 額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び 保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の 保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が 管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、 預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの 必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の 実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）に より算定された経費の額を上回る場合については、そ の差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するもの とする。	<経営管理実施権が設定される場合> (時期) ○ 経営管理実施権者から甲に対する Dの支払については、伐採後、木材 の販売収入額が確定後速やかに行 るものとする。 (相手方及び方 法) ○ 甲の指定する口 座に支払うものと する。
					126			スギ	66	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
					127			カラマツ	66	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
					128-1			スギ	66	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
2												<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及 び販売可能な木材の販売、森 林の保護等の全部又は一部を 実施することができるものと する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっ ては、渓畔林における不必要 な伐採は控える等、生物多 様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気 象害の予防のため、年1回以 上森林の巡回を行うものと し、当該巡回は林道からの目 視によって判断できる限りで 行う。	<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙から甲に対し て金銭の支払は行 わない。		
3												<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及 び販売可能な木材の販売、森 林の保護等の全部又は一部を 実施することができるものと する。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気 象害の予防のため、年1回以 上森林の巡回を行うものと し、当該巡回は林道からの目 視によって判断できる限りで 行う。	<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙から甲に対し て金銭の支払は行 わない。		
4												<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及 び販売可能な木材の販売、森 林の保護等の全部又は一部を 実施することができるものと する。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気 象害の予防のため、年1回以 上森林の巡回を行うものと し、当該巡回は林道からの目 視によって判断できる限りで 行う。	<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙から甲に対し て金銭の支払は行 わない。		
5												<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及 び販売可能な木材の販売、森 林の保護等の全部又は一部を 実施することができるものと する。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気 象害の予防のため、年1回以 上森林の巡回を行うものと し、当該巡回は林道からの目 視によって判断できる限りで 行う。	<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙から甲に対し て金銭の支払は行 わない。		
6												<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及 び販売可能な木材の販売、森 林の保護等の全部又は一部を 実施することができるものと する。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気 象害の予防のため、年1回以 上森林の巡回を行うものと し、当該巡回は林道からの目 視によって判断できる限りで 行う。	<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙から甲に対し て金銭の支払は行 わない。		
7												<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及 び販売可能な木材の販売、森 林の保護等の全部又は一部を 実施することができるものと する。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気 象害の予防のため、年1回以 上森林の巡回を行うものと し、当該巡回は林道からの目 視によって判断できる限りで 行う。	<経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙から甲に対し て金銭の支払は行 わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
	大字	字	地番											
1	山田	上ノ山	856	56	124	山林	8,846	スギ	71					
					126			スギ	66					
					127			カラマツ	66					
					128-1			スギ	66					

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

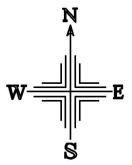
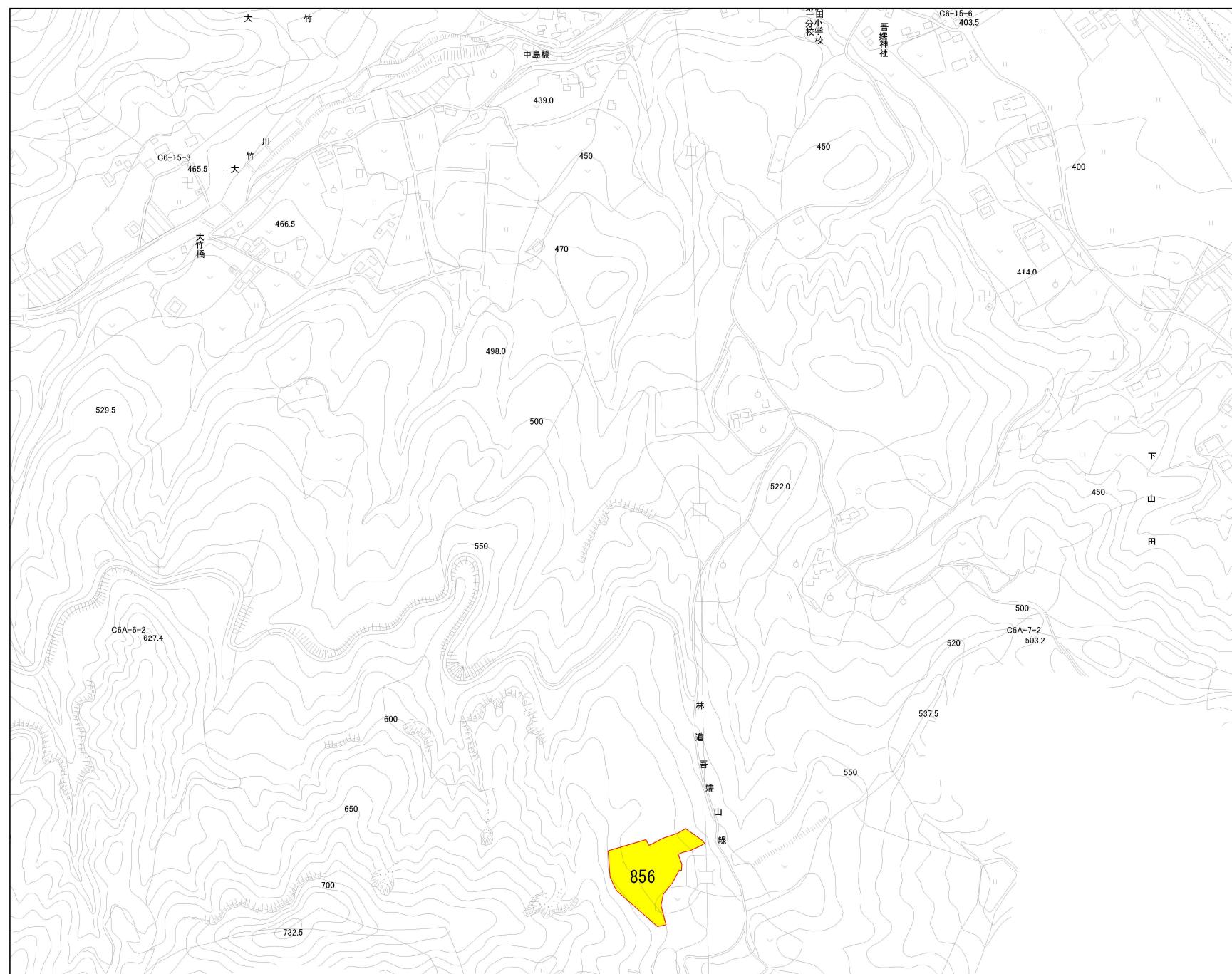
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:7500

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4-山田56・57 -34	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地			乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
		経営管理権を設定する森林の所有者（甲）			(氏名又は名称)						(住所又は所在地)				
番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経 費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
	所在														
大字	字	地番	林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経 費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	山田	大倉見	1497-1	57	山林	15,614	111-1	スギ	49	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (時期) ○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 (相手方及び方法) ○ 甲の指定する口座に支払うものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> (相手方及び方法) ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。
							111-2		53	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
							130		46	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
							131		57	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
							132		カラマツ	62	2022.11.10	20年 (2042.11.9)			
2	山田	大倉見	1497-2	57	111-1	山林	4,194	スギ	49	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> (相手方及び方法) ○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
	大字	字	地番											
1	山田	大倉見	1497-1	57	111-1	山林	15,614	スギ	49					
					111-2			スギ	53					
					130			スギ	46					
					131			スギ	57					
					132			カラマツ	62					
2	山田	大倉見	1497-2	57	111-1	山林	4,194	スギ	49					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)									所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫					
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)									住 所 (同上) [REDACTED]					

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

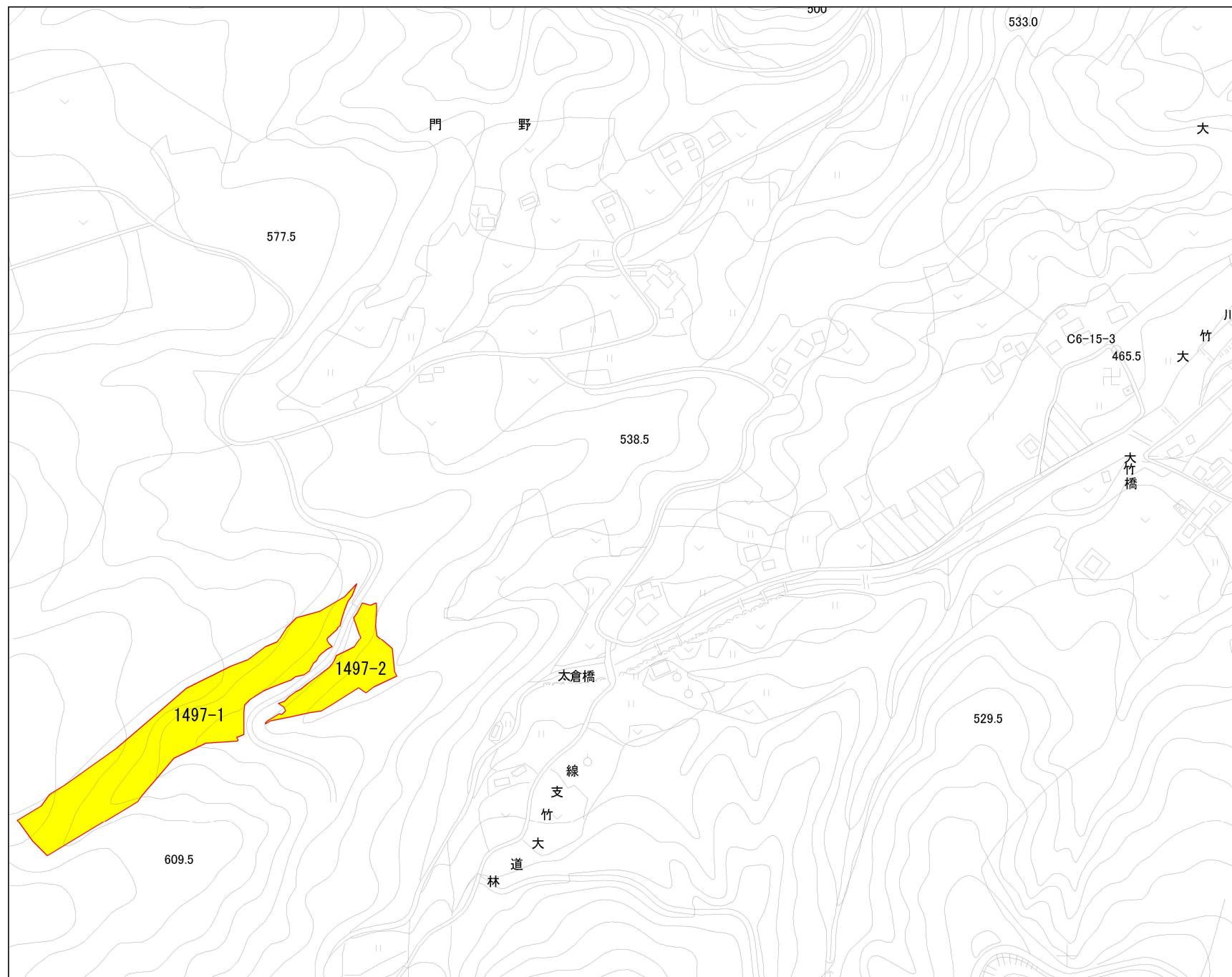
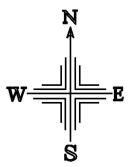
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



經營管理權集積計劃

1 個別事項

整番号	R4-山田56・57 -35	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地						
		経営管理権を設定する森林の所有者(甲)		(氏名又は名称)						(住所又は所在地)						
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
	大字	字	地番													
1	山田	丸岩	1736-1	57	74	山林	4,387	スギ	46	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限り行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金額の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金額の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費(主伐後の植栽・保育等)を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (時期) ○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 (相手方及び方法) ○ 甲の指定する口座に支払うものとする。		
					75-1			スギ	49	2022.11.10	20年 (2042.11.9)					
					75-2			スギ	46	2022.10.10	20年 (2042.11.9)					
					126-2			スギ	35	2022.10.10	20年 (2042.11.9)					
2												<経営管理実施権が設定されない場合>				
3												○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。				
4																
5																
6												<経営管理実施権が設定されない場合>				
7												(1. 甲に支払われるべき金額の額の算定方法)				
8												○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。				
9												(2. 留意事項)				
												○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	丸岩	1736-1	57	74	山林	4,387	スギ	46				
					75-1			スギ	49				
					75-2			スギ	46				
					126-2			スギ	35				

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

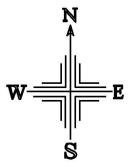
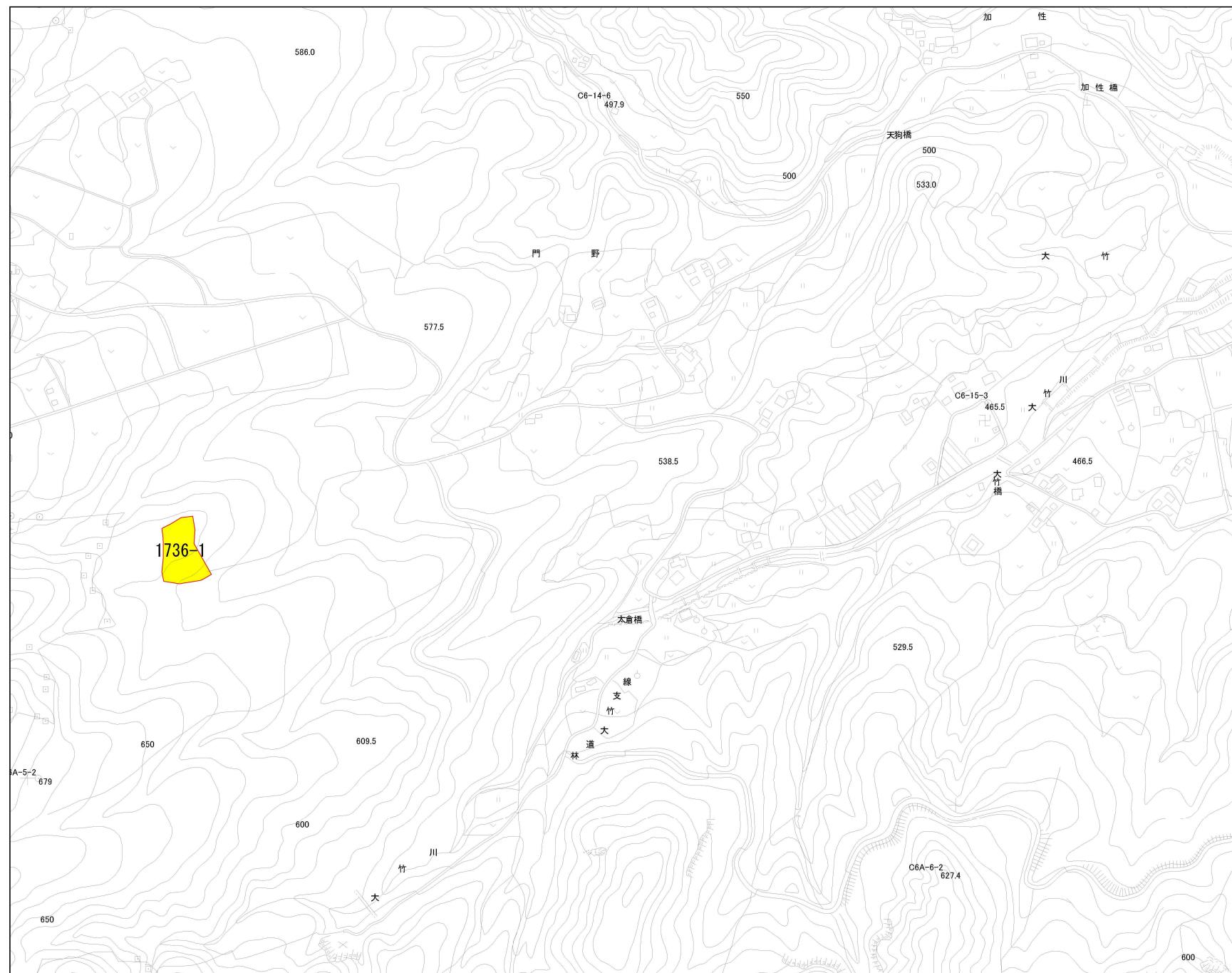
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:7500

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4-山田56・57 -36	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地					
		経営管理権を設定する森林の所有者（甲）		(氏名又は名称)						(住所又は所在地)					
番号	乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡						
大字	字	地番													
1	山田	中居	1095-2	56	232-1 232-3 233	山林	4,134	スギ スギ スギ ヒノキ スギ	70 47 72 43 52	2022.11.10 2022.11.10 2022.11.10 2022.11.10 2022.11.10	20年 (2042.11.9) 20年 (2042.11.9) 20年 (2042.11.9) 20年 (2042.11.9) 20年 (2042.11.9)	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。</p> <p>○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>(時期)</p> <p>○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>(相手方及び方法)</p> <p>○ 甲の指定する口座に支払うものとする。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考	
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	中居	1095-2	56	1-1	山林	4,134	スギ	70				
					1-2			スギ	47				
					232-1			スギ	72				
					232-3			ヒノキ	43				
					233			スギ	52				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: right;"> <p>所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫</p> <p>住 所 (同上) [REDACTED]</p> </div> </div>													

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付とともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

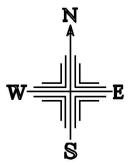
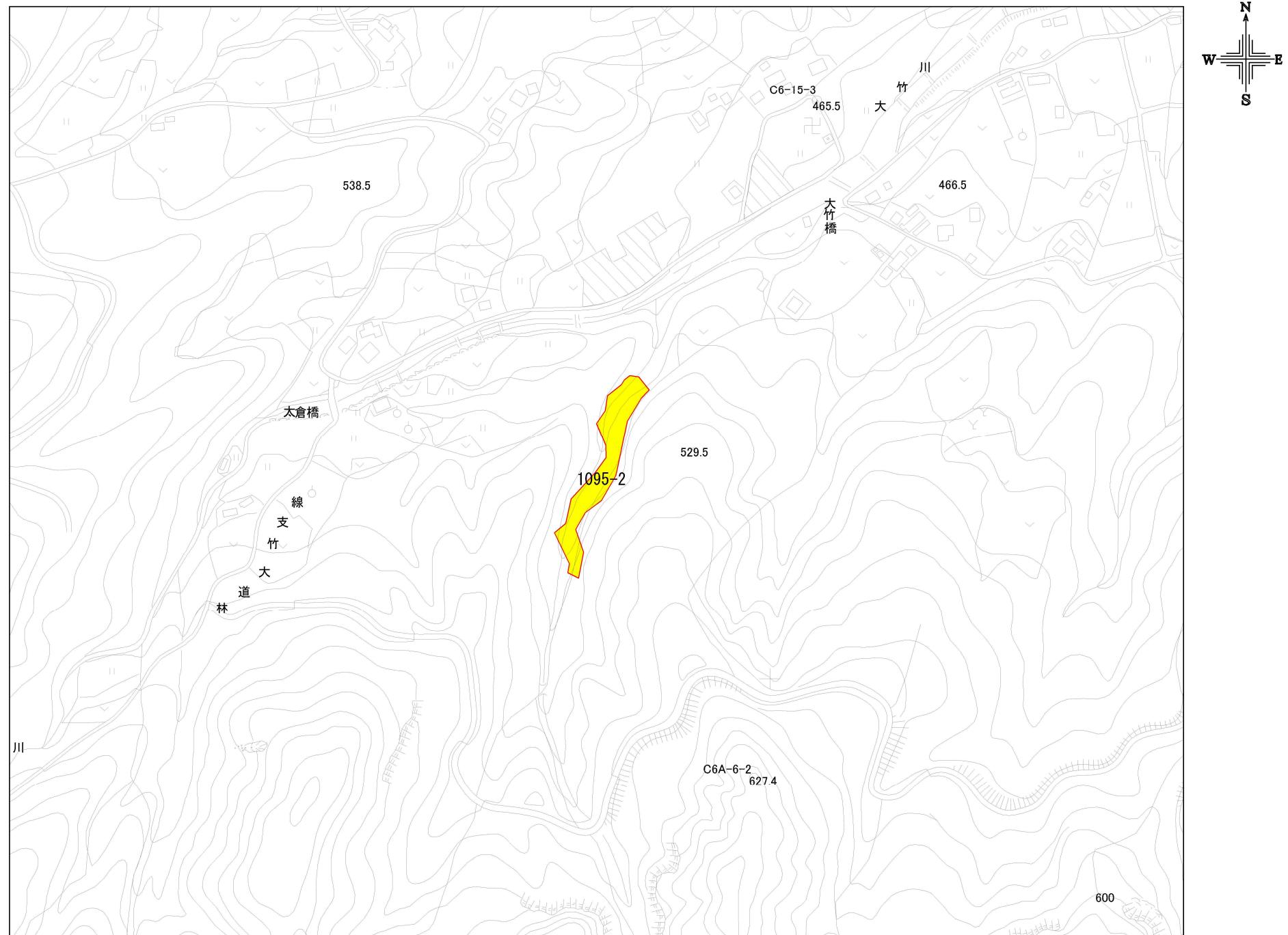
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4-山田56・57 -37	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地					
		経営管理権を設定する森林の所有者(甲)		(氏名又は名称)						(住所又は所在地)					
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
	大字	字	地番												
1	山田	上ノ山	894-2	56	133	山林	3,753	スギ	57	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費(主伐後の植栽・保育等)を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
					144			スギ	64	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
					145			スギ	61	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
					147			スギ	79	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
2	山田	渋沢	928-1	56	42	山林	1,811	スギ	52	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	
					45			スギ	54	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
					46			マツ	54	2022.11.10	20年 (2042.11.9)				
3	山田	渋沢	928-2	56	42	山林	339	スギ	52	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考		
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	上ノ山	894-2	56	133	山林	3,753	スギ	57				
					144			スギ	64				
					145			スギ	61				
					147			スギ	79				
2	山田	渋沢	928-1	56	42	山林	1,811	スギ	52				
					45			スギ	54				
					46			マツ	54				
3	山田	渋沢	928-2	56	42	山林	339	スギ	52				

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上) [REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

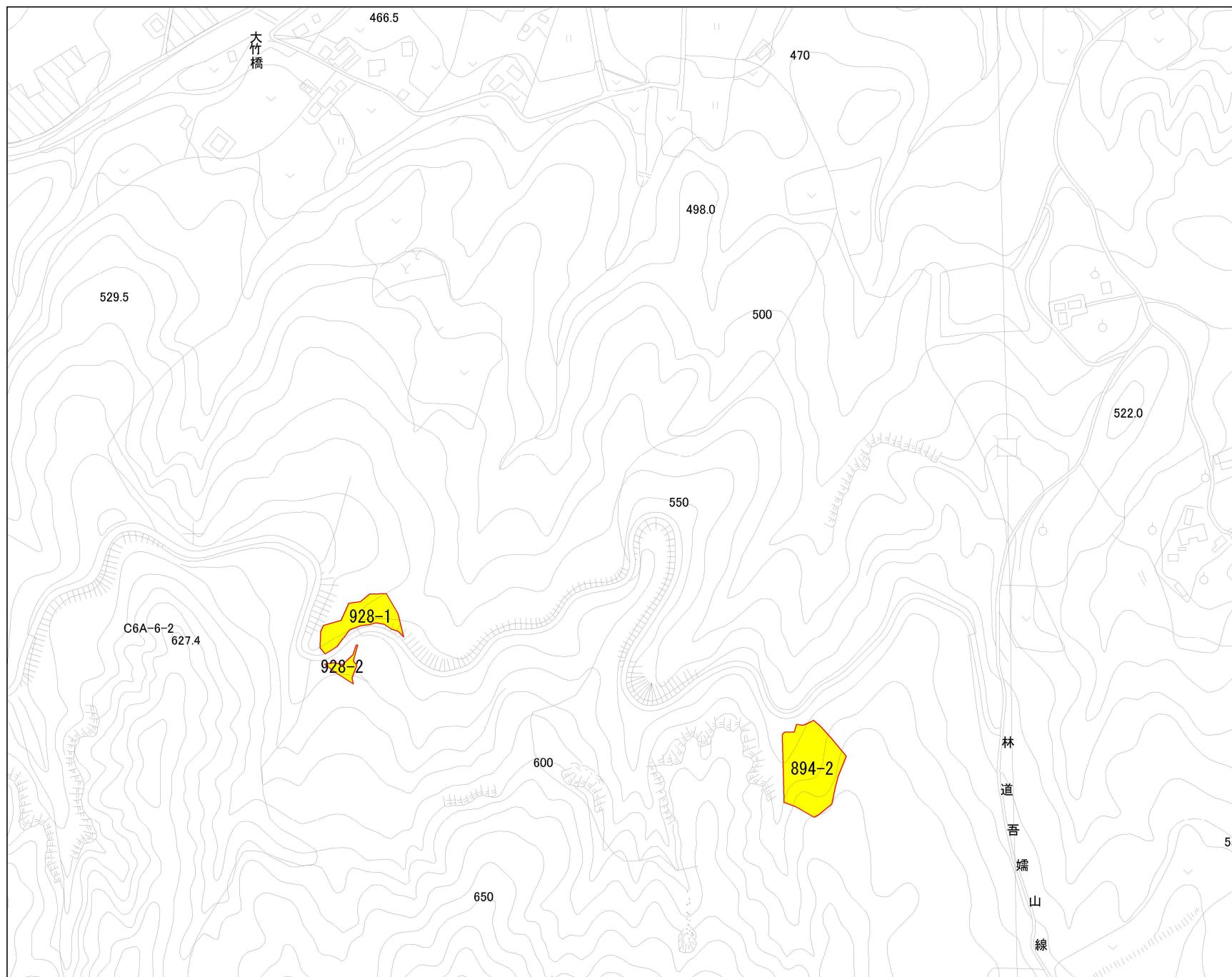
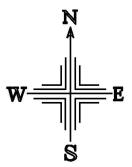
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



經營管理權集積計畫

1 個別事項

整番 理号	R4-山田56・57 -38	経営管理権の設定を受ける市 町村（乙）			(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地						
		経営管理権を設定する森林の 所有者（甲）			(氏名又は名称)						(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考					
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）					
1	山田	中居	1093-1	56	25	山林	3,325	スギ	70	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。</p> <p>○ 乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>			<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>（2. 留意事項）</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>		
					27			スギ	84	2022.11.10	20年 (2042.11.9)						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	中居	1093-1	56	25 27	山林	3,325	スギ スギ	70 84				

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

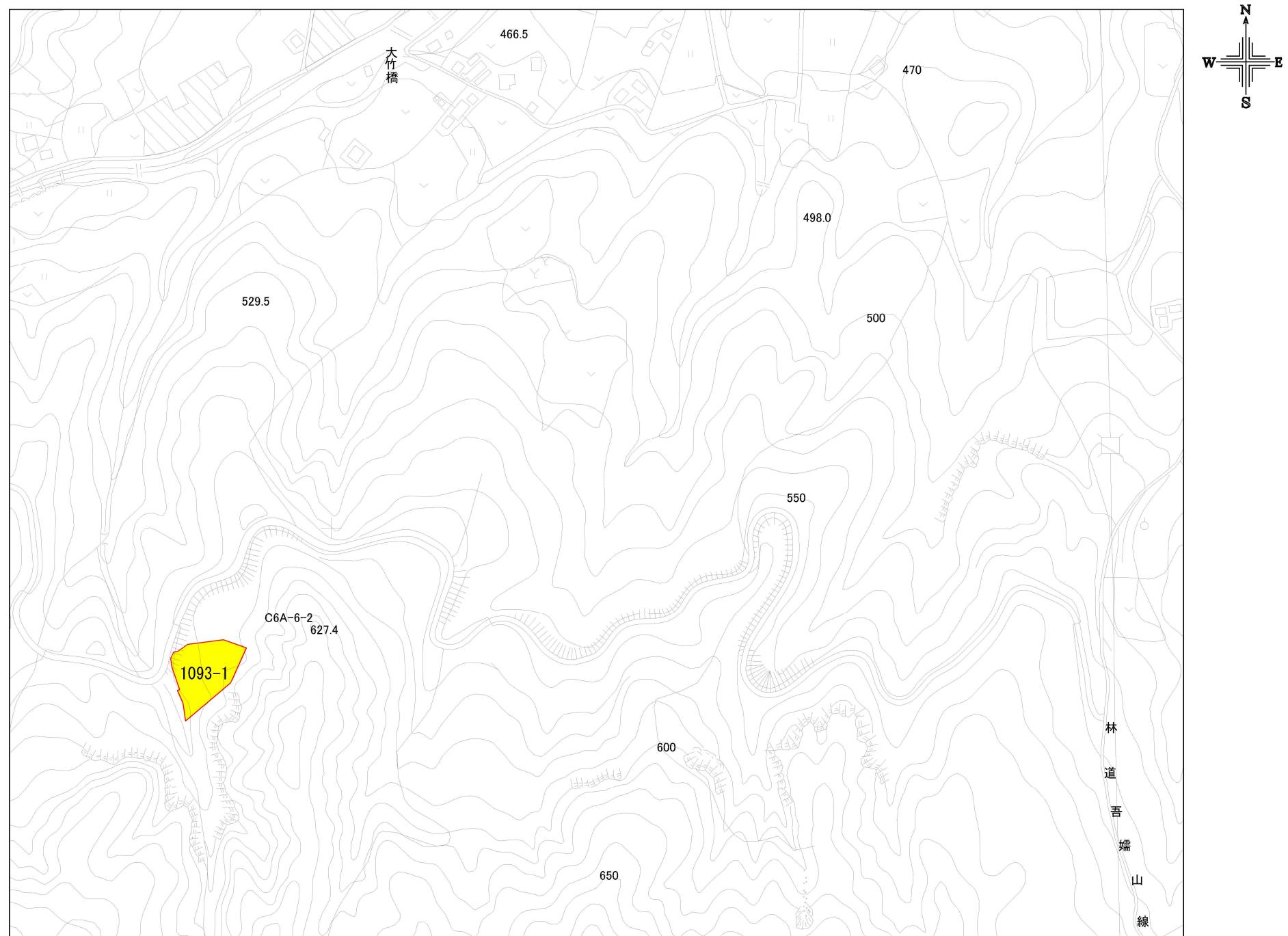
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	R4-山田56・57 -39	経営管理権の設定を受ける市 町村(乙)			(名称) 中之条町長 伊能 正夫						(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地						
		経営管理権を設定する森林の 所有者(甲)			(氏名又は名称)						(住所又は所在地)						
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所 在 所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経 費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
	大字	字	地番														
1	山田	上ノ山	859-1	56	山林	6,453	126	スギ	66	2022.11.10 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定され る場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、 主伐並びに主伐後の植栽(鳥 獣害防止施設の設置・維持管 理を含む。以下同じ。)及び 保育等の施業、木材の販売、 森林の保護等の全部又は一部を 実施するものとし、その方 法は経営管理実施権を設定す る前に乙及び経営管理実施権 者で協議して決めるものとす る。 ○ 施業の実施にあたっては、 渓畔林における不必要な伐採 は控える等、生物多様性に配 慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の 予防のため、年1回以上森林の 巡回を行ふものとし、当該 巡回は林道からの目視によ つて判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定され ない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及 び販売可能な木材の販売、森 林の保護等の全部又は一部を 実施することができるものと する。 ○ 乙は、施業の実施にあたつ ては、渓畔林における不必要 な伐採は控える等、生物多 様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び氣 象害の予防のため、年1回以 上森林の巡回を行ふものと し、当該巡回は林道からの目 視によつて判断できる限りで 行う。	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による 収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係 る経費、その他の経営管理に要する経費(主伐後の植栽・ 保育等)を控除した収益額をもとに算定する。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益について は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合に おける木材の販売に係る経費については、経営管理実施 権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提 示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積 額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、施 業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備 事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管 理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管 理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保 育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の 保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が 管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預 り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必 要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の 実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)によ り算定された経費の額を上回る場合には、その差 額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生 じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行つために要した経費は乙が負担す るものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> (時期) ○ 経営管理実施 権者から甲に對 するDの支払につ いては、伐採後、木 材の販売収入額が 確定後速やかに行 うものとする。 (相手方及び方 法) ○ 甲の指定する 口座に支払うもの とする。 <経営管理実施権 が設定されない場 合> ○ 乙から甲に對 して金銭の支払は 行わない。				
							127	カラマツ	66	2022.11.10 (2042.11.9)							
							128-1	スギ	66	2022.11.10 (2042.11.9)							
							129	スギ	56	2022.11.10 (2042.11.9)							
							130-1	マツ	57	2022.11.10 (2042.11.9)							
							130-2	広葉樹	44	2022.11.10 (2042.11.9)							
							135	広葉樹	67	2022.11.10 (2042.11.9)							
							136	広葉樹	69	2022.11.10 (2042.11.9)							
2	山田	上ノ山	861-1	56	128-1	山林	1,536	スギ	66	2022.11.10 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定され ない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生 じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行つために要した経費は乙が負担す るものとする。						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考	
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
	大字	字	地番										
1	山田	上ノ山	859-1	56	126	山林	6,453	スギ	66				
					127			カラマツ	66				
					128-1			スギ	66				
					129			スギ	56				
					130-1			マツ	57				
					130-2			広葉樹	44				
					135			広葉樹	67				
					136			広葉樹	69				
								スギ	66				
2	山田	上ノ山	861-1	56	128-1	山林	1,536						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 (同上) [REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにすること。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

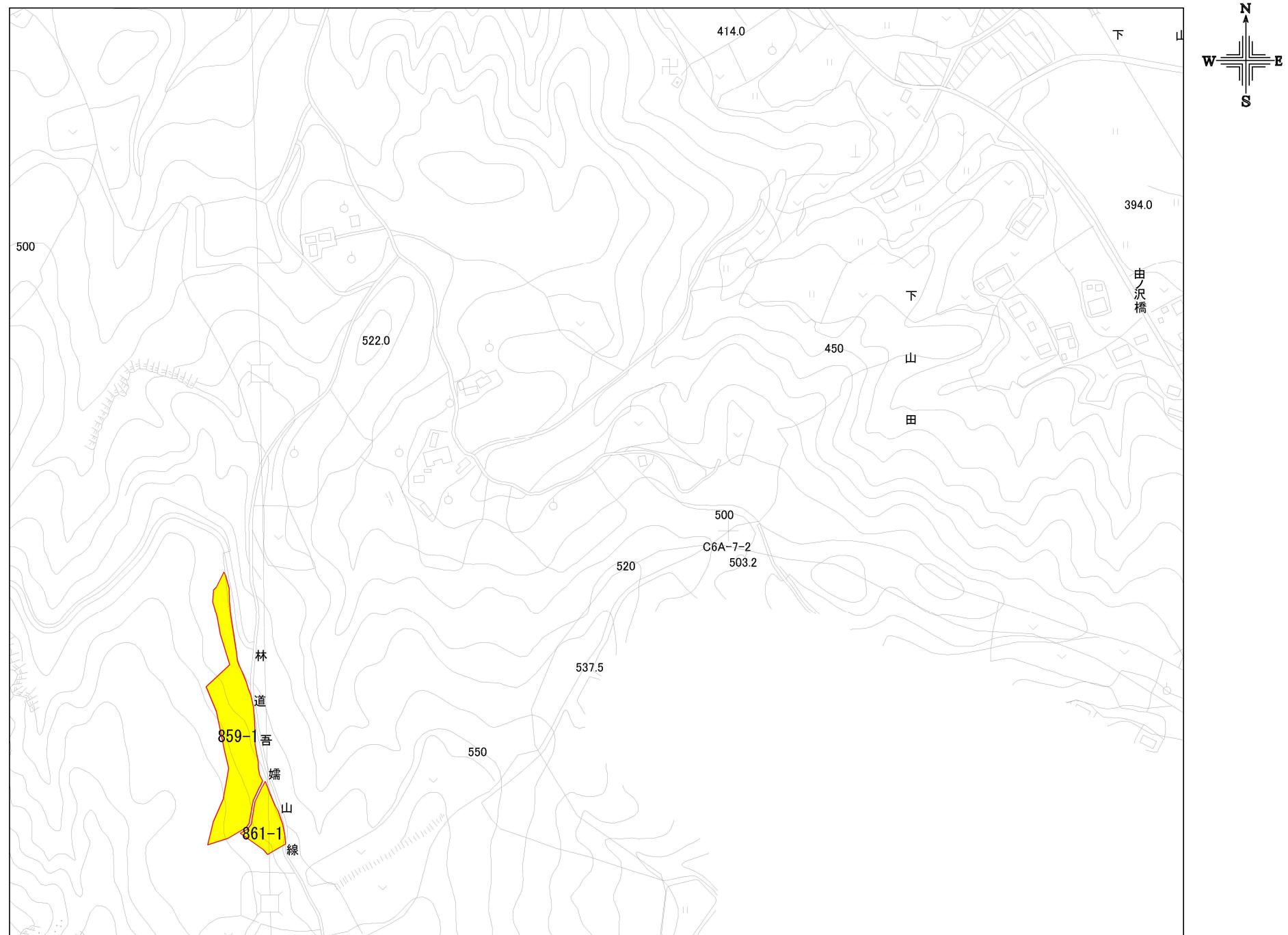
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	R4-山田56・57 -40	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 中之条町長 伊能 正夫					(所在地) 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地								
		経営管理権を設定する森林の所有者（甲）			(氏名又は名称)					(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																		
番号	所 在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経 費を控除してなお利益がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考				
	大字	字	地番															
1	山田	上ノ山	859-3	56	126	山林	850	スギ	66	2022.11.10	20年 (2042.11.9)	<経営管理実施権が設定さ れる場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植 栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む。以下 同じ。）及び保育等の施 業、木材の販売、森林の保 護等の全部又は一部を実施 するものとし、その方法は 経営管理実施権を設定する 前に乙及び経営管理実施権 者で協議して決めるものと する。 ○ 施業の実施にあたって は、渓畔林における不必要 な伐採は控える等、生物多 様性に配慮するものとす る。 ○ 乙が算定する主伐後の植 栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む）、保育 に係る経費については、 施業の実施時点で有効な群 馬県が定める森林環境保全 整備事業における標準単価 を基に経営管理実施権者が 経営管理実施権の設定を受ける に当たって乙に提示し、 経営管理実施権配分計画に添付 された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植 栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む）、保育 に係る経費については、 施業の実施時点で有効な群 馬県が定める森林環境保全 整備事業における標準単価 を基に経営管理実施権者が 経営管理実施権の設定を受ける に当たって乙に提示し、 経営管理実施権配分計画に添付 された経費の見積額とする。 ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植 栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保 険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施 権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期 間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持 出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費 の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法） により算定された経費の額を上回る場合については、 その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあ たっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、 生物多様性に配慮するもの とする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きるものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きるものとする。	<経営管理実施権が設定さ れる場合> ○ 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売によ る収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売 に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の 植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益について は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合 における木材の販売に係る経費については、経営管理 実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって 乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経 費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、 施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全 整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が 経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、 経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （4. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植 栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保 険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施 権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期 間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持 出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費 の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法） により算定された経費の額を上回る場合については、 その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあ たっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、 生物多様性に配慮するもの とする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きるものとする。	<経営管理実施権が設定さ れる場合> ○ 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売によ る収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売 に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の 植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益について は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合 における木材の販売に係る経費については、経営管理 実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって 乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経 費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、 施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全 整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が 経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、 経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （4. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植 栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保 険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施 権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期 間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持 出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費 の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法） により算定された経費の額を上回る場合については、 その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあ たっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、 生物多様性に配慮するもの とする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きるものとする。	<経営管理実施権が設定さ れる場合> ○ 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売によ る収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売 に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の 植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益について は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合 における木材の販売に係る経費については、経営管理 実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって 乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経 費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、 施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全 整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が 経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、 経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （4. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植 栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保 険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施 権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期 間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持 出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費 の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法） により算定された経費の額を上回る場合については、 その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあ たっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、 生物多様性に配慮するもの とする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きるものとする。	<経営管理実施権が設定さ れる場合> ○ 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売によ る収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売 に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の 植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益について は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合 における木材の販売に係る経費については、経営管理 実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって 乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経 費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、 施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全 整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が 経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、 経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （4. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植 栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保 険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施 権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期 間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持 出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費 の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法） により算定された経費の額を上回る場合については、 その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあ たっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、 生物多様性に配慮するもの とする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きるものとする。	<経営管理実施権が設定さ れる場合> ○ 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売によ る収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売 に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の 植栽・保育等）を控除した収益額をもとに算定する。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益について は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合 における木材の販売に係る経費については、経営管理 実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって 乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経 費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設 置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、 施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全 整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が 経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、 経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （4. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植 栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保 険の保険料）は、甲からの預り金として経営管理実施 権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期 間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持 出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費 の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法） により算定された経費の額を上回る場合については、 その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ○ 乙は、施業の実施にあ たっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、 生物多様性に配慮するもの とする。 ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 1回以上森林の巡視を行 るものとし、当該巡視は林道 からの目視によって判断で きるものとする。	<経営管理実施権が設定さ れない場合> ○ 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果 生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （2. 留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担 するものとする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
	大字	字	地番											
1	山田	上ノ山	859-3	56	126	山林	850	スギ	66					
2	山田	上ノ山	863-1	56	131	山林	10,523	スギ	64					
					132			スギ	56					
					130-2			広葉樹	44					
					130-1			マツ	61					
					133			スギ	57					
					134			スギ	56					
3	山田	上ノ山	863-2	56	129	山林	726	スギ	57					
					130-1			マツ	61					
4	山田	上ノ山	863-3	56	130-2	山林	578	広葉樹	44					
					134			スギ	56					
5	山田	上ノ山	864	56	130-1	山林	1,075	マツ	61					
					131			スギ	64					
					133			スギ	57					
6	山田	上ノ山	865	56	133	山林	1,568	スギ	57					
7	山田	上ノ山	866	56	133	山林	1,488	スギ	57					
					134			スギ	56					
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 中之条町長 伊能 正夫 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 (同上) [REDACTED] </div>														

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにすること。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

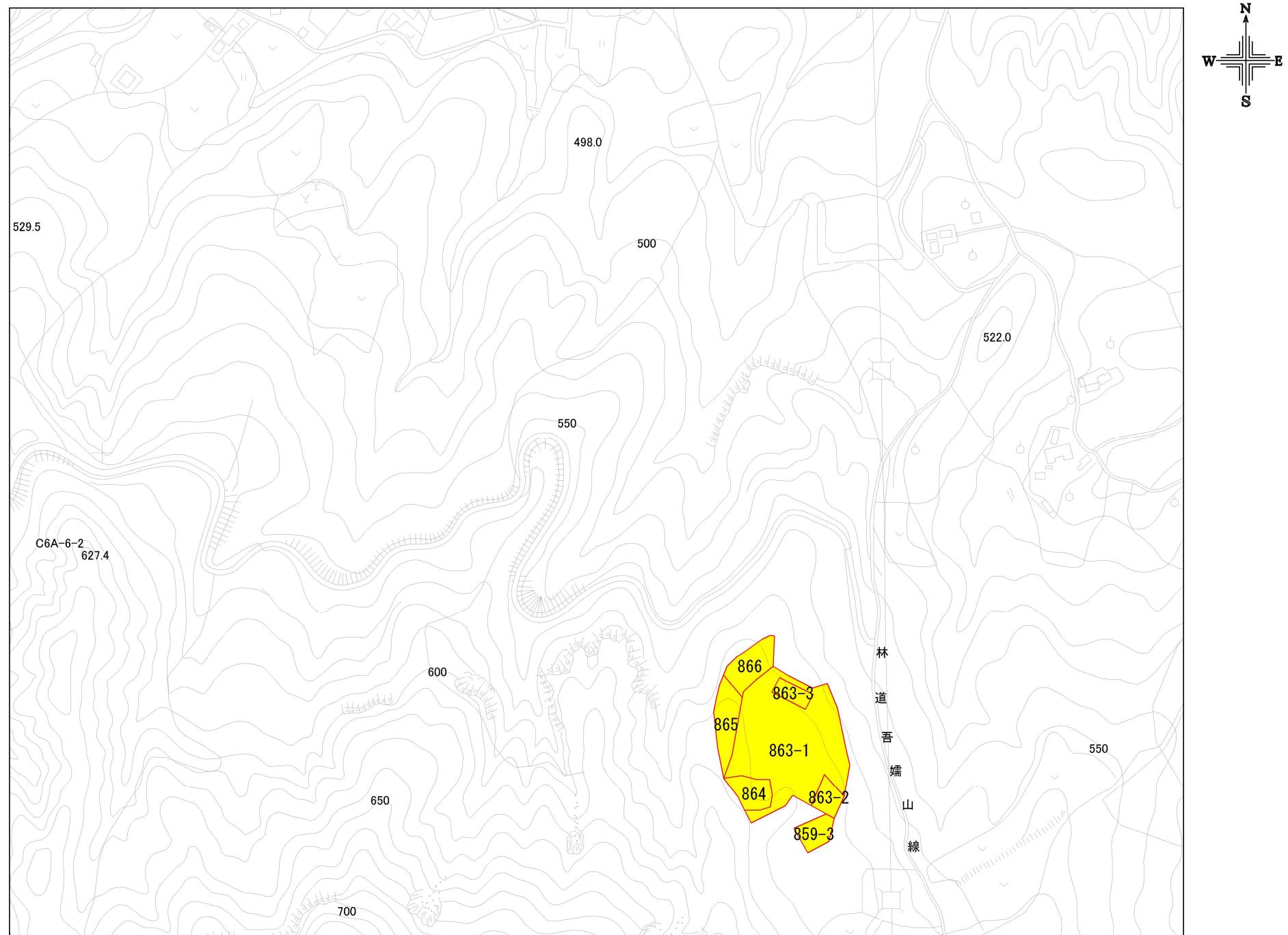
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

S=1:5000

所有山林案内図



56,57林班-40